改正後

別表（第一条関係）

所在地	官署
［略］	［略］
新潟県	［略］
上越市南新町三の五六	北陸地方整備局高田河川国道事務所
［削る。］	［略］
上越市大字寺字前新田六一五の一	北陸地方整備局高田河川国道事務所直江津国道維持出張所
［略］	［略］

改正前

別表（第一条関係）

所在地	官署
［同上］	［同上］
新潟県	［同上］
上越市南新町三の五六	北陸地方整備局高田河川国道事務所
上越市本城町九の一〇	北陸地方整備局高田河川国道事務所高田出張所
上越市大字寺字前新田六一五の一	北陸地方整備局高田河川国道事務所直江津国道維持出張所
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二　［略］

［2・3　略］

4　法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

一　符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

改正前

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二　［同上］

［2・3　同上］

4　法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

［イ・ロ　同上］